株式会社ゼンリン　宛　記入見本

※本申込書は、必ず申込者様ご自身がご記入ください。

電子地図帳Ziシリーズライセンス申込書

価格や販売方法については、ホームページをご覧下さい。　https://www.zenrin.co.jp/go/z-lic

申込日：2019 年 2 月 15 日

下記の「ゼンリン電子地図帳Ziシリーズライセンス使用規約」の内容に同意の上、以下の通り申し込みます。

●申込者

社長名または部長名・支店長名・営業所長名などをご記入ください

公印または社判を押してください。

フリガナ	カブシキガイシャ●●●●●●	〒	8 0 3 － 8 6 3 0
法人名	株式会社●●●●	住所	福岡県北九州市小倉北区室町1丁目1番1号 リバーウォーク北九州14F
フリガナ	ゼンリン　タロウ		
代表者名	善隣　太郎　印		
事業所名等	東京支店		
部署名等	法人営業部　システム課	TEL	093-592-9082
フリガナ	ゼンリン　ジロウ	FAX	093-592-9073
管理責任者名（担当者名）	善隣　次郎	e-mail	zenrintarou@zenrin-z.co.jp

●申込形態　※該当項目にチェック☑を入れてください。

☑ 新規購入　※はじめてご購入いただく場合はこちらになります。

☐ 追加購入　※所有されている商品のシリアル番号をご記入下さい。

所有されている商品と同じバージョン増やしたいときはこちらになります。

シリアル番号

☐ バージョンアップ購入　※すでに所有されている商品名とライセンス数をご記入ください。

〔商品名：　　ライセンス数：　　ライセンス　〕

●申込内容　※対象商品にチェック☑を入れ、ご希望のライセンス数をご記入ください。なお、追加申込の場合は新たに追加を希望するライセンス数を記入ください。

対象商品	ライセンス数
☐ ゼンリン電子地図帳Zi21　全国版　ライセンス	8 ライセンス
☐ ゼンリン電子地図帳Zi21　全国版　インストールディスク　※Zi20ライセンスをはじめて購入される際は必ず一緒に購入してください。	1 セット

●使用料

金	80,280	円	（消費税等別）

合計金額（税抜）をご記入ください。

●支払条件

請求書受領日の翌月末までに、上記使用料に消費税等を加算した金額を株式会社ゼンリン指定の銀行口座に一括振り込み（振込手数料は申込者負担）。

※お申し込みの前に以下を必ずご一読下さい。申込が行われたときは以下に同意されたものとします。

＜個人情報の取扱いについて＞

本申込書に記載されました申込者様の個人情報は、商品の発送や、関連するアフターサービス、新商品・更新版、その他各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。
弊社の個人情報保護方針につきましては右記をご参照ください。　https://www.zenrin.co.jp/privacy/index.html

＜ゼンリン電子地図帳Ziシリーズライセンス使用規約＞

第1条（総　則）本規約に定める諸条項は、株式会社ゼンリン（以下「ゼンリン」という。）が申込者（以下「申込者」という。）に対して、次条に定める対象商品に関し第4条に定める譲渡不能かつ非独占的な使用権をライセンスする取引に適用されるものとします。
第2条（本契約）1. 申込者は、「ゼンリン電子地図帳Ziシリーズライセンス申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入した上、ゼンリンに提出することにより、当該申込書に記載された対象商品（以下「対象商品」という。）のライセンス申込みを行うものとします。なお、申込者は本規約を承諾の上、かかる申込みを行うものとし、申込みが行われた時点で、ゼンリンは申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 前項の申込書を受領した後、ゼンリンが当該申込みを承諾した時点において、ゼンリン・申込者間の対象商品にかかわるライセンス契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。
3. 本契約の内容は、本規約及び前項に従いゼンリンにより承諾された申込書によって定められるものとします。なお、本規約と当該申込書の規定が異なる場合、特に当該申込書に本規約の適用をしない旨定めない限り、本規約の規定が優先するものとします。
第3条（本契約の有効期間）本契約は、本契約の成立日より申込者が対象商品の使用を中止するまで有効とします。
第4条（ライセンス）1. ゼンリンと本契約を締結した申込者は、対象商品のインストールディスクに同梱した状態で申込者に提供されるクイックリファレンスの「使用規定」（以下「使用規定」という。）に定めるインストールできる台数にかかわらず、申込書記載のライセンス数（又は、既に許諾済のライセンスがあるときは、当該既存ライセンス数と申込書記載のライセンス数の合計数）を上限として、使用規定の定めに従い対象商品を申込者保有のパソコンにインストールして使用することができるものとします。
2. 前項により複製された対象商品も、本規約における対象商品と同様に取り扱われるものとします。
3. 申込者による対象商品の使用に関しては、本規約において特に定めたものを除き使用規定が適用されるものとします。
第5条（シリアルナンバー）ゼンリンは、申込者からの申込みを承諾したときは、申込者に対してゼンリン所定の「ライセンス証」を交付し、申込者は、当該ライセンス証及び当該ライセンス証に記載されたシリアルナンバーを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、申込者は、当該ライセンス証及びシリアルナンバーを第三者に譲渡若しくは提供し又は使用させないものとします。
第6条（管理責任者の選任）申込者は、ライセンス証及びシリアルナンバーの管理、対象商品の使用その他の取り扱いについて責任を負う者（以下「管理責任者」という。）を選任するものとし、当該管理責任者名を申込書に記入するものとします。
第7条（使用料及び支払）申込者は、第4条のライセンスの対価として、ゼンリンに対し申込書記載の使用料を、申込書記載の支払方法で支払うものとします。
第8条（延滞金）申込者は、使用料の支払いを支払期日から一月以上遅延したときは、支払期日の翌日から起算した遅延日数に応じて、年利6.0%の延滞金を使用料に付加して支払うものとします。
第9条（解　除）1. 申込者又はゼンリンは、相手方が本契約の何れかの規定に違反し、15日の猶予期間をもってした催告後も是正しないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 申込者又はゼンリンは、相手方に以下の事由の何れか一つが生じたときは、何らの催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。（1）本契約の履行について、重大な過失又は相手方に対する背信行為があったとき。（2）仮差押、差押、競売の申立を受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立をなし、或いは受け、その他支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。（3）手形又は小切手が不渡りとなったとき。（4）公租・公課の滞納処分を受けたとき。（5）相手方の承諾なく、合併、解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。（6）財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
3. 申込者は、申込者に前項各号に掲げる事由の何れか一つが生じたときは、ゼンリンに対して負担する全ての債務について、期限の利益を喪失するものとします。
4. 申込者又はゼンリンは、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
第10条（反社会的勢力の排除等）1. 申込者及びゼンリンは、自ら又は自らの役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたって、以下の事由の何れにも該当しないことを表明し確約します。（1）暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること。（2）反社会的勢力と何らかの取引をしていること。（3）反社会的勢力と親密若しくは不適切な関係又は社会的に非難される関係を有していること。
2. 申込者及びゼンリンは、自ら又は第三者を利用して、以下の事由の何れの行為も行わないことを確約します。（1）暴力的な要求行為（2）法的な責任を超えた不当な要求行為（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為（5）反社会的勢力に名義を利用させる行為（6）その他前各号に準ずる行為
3. 申込者及びゼンリンは、相手方が第1項又は第2項に違反した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約できるものとします。
4. 申込者及びゼンリンは、前項により本契約を解約した場合、これにより相手方に生じた損害について何らの責任も負わないものとします。
第11条（契約終了の効果）申込者は、本契約が解除により終了したときは、直ちに対象商品及びその関連資料（その複製物を含む。）をゼンリンに返還するか又は第三者に廃棄を委託し、当該第三者作成の廃棄証明書をゼンリンに提出するものとします。
第12条（紛争の解決）本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
第13条（権利義務譲渡の禁止）申込者及びゼンリンは、本契約に基づく権利義務又はその地位を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。
第14条（協　議）本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、申込者及びゼンリンは信義誠実の原則に則り、協議するものとします。

以上

備　考	ゼンリン使用欄	
＜例＞ ・宛名を変更してください（納品書・請求書宛名「〇〇市長」に変更） ・商品と共に見積書を送ってください ・書類（見積書・納品書・請求書）の日付は空欄にしてください。　など	承認	照合

原本を郵送にてご送付ください。申込書が㈱ゼンリンに到着次第ご注文となります。※FAXではご注文いただくことができません。

●送付先・担当窓口：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町2-101　ワテラスタワー 12F　株式会社ゼンリン　EC営業部

TEL：03-5295-9165　FAX：03-3258-8460